



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則（医務課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 家畜の予防検査の実施（畜産課）…………… 2
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）…………… 4
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…………… 5
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課）…………… 5
- 都市計画事業の認可・2件（道路街路課）…………… 6
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 6
- 県道路線の廃止（道路管理課）…………… 7
- 道路の区域の変更・3件（道路管理課）…………… 7
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 8
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 9
- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課）…………… 20
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 20
- 土地区画整理組合の解散の認可（都市計画・モノレール課）…………… 21
- 都市計画事業の変更の認可・2件（下水道課）…………… 21
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所）…………… 21

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・3件（県民生活課）…………… 22
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（農業研究センター）…………… 23
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 23
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 23

訓 令

- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 24
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 24

企業局事項

- 沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程…………… 25

規 則

沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第7号

沖縄県立看護大学大学院学則の一部を改正する規則

沖縄県立看護大学大学院学則（平成16年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。
第29条の2中「博士前期課程」を「大学院」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
株式会社フレアス（森原久雄）	那覇市銘苅1丁目9番28号2F	平成24年8月14日
西崎整骨院（玉城千年）	糸満市西崎六丁目11番13号	平成24年11月1日
がんばる接骨院（嘉数禎紀）	名護市字宮里1592番地マックスバリュなご店1F	平成24年12月28日
ひまわり整骨院（神里元樹）	八重瀬町字友寄974番地とうえいマンション102号	平成25年1月15日
琉球治療院（又吉昌克）	那覇市銘苅2丁目11番19号グローヴィーサイト新都心2F	平成25年1月31日

沖縄県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり鍼灸マッサージ院（今村恵）	那覇市壺屋1丁目12番18号ルミエールB号室	那覇市壺屋2丁目6番22号	那覇市壺屋1丁目12番18号ルミエールB号室	平成24年9月1日

沖縄県告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円

3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	すべての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 24か月齢以上の死亡牛又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	すべての馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚若しくは所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蝕病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

(1) 期日 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウェスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家さんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病	血清平板凝集反応法
腐蝕病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命ずる。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の高齢牛

ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏
----------	---	-------------

4 期日及び場所

(1) 期日 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日

(2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成25年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上カダ原2896番1・2897番・2898番・2899番・2938番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び伊江村役場において縦覧に供する。）

沖縄県告示第165号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。
平成25年3月15日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成25年3月5日 沖縄県指令農第182号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 島尻郡渡名喜村西1917番8及び1917番17の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑬の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西1917番17及び1917番8との境界線並びに①の地点と⑬の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西1917番8との境界線により囲まれた区域
①の地点 四等三角点（東20）ワッチャー（北緯26度21分53秒1715、東経127度08分33秒1935）から3

45度10分09秒811.11メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から189度18分16秒3.04メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から278度49分52秒25.91メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から09度05分39秒26.54メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から99度09分04秒15.25メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から09度08分43秒120.85メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から99度08分31秒5.09メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から189度09分17秒16.96メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から188度57分02秒107.39メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から277度50分51秒0.66メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から189度35分46秒1.62メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から280度11分26秒14.18メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から188度55分23秒18.62メートルの地点

(3) 面積 922.18平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年 1月11日 沖縄県指令農第12号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 渡名喜村

沖縄県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那34号石嶺駅前線
- 3 事業施行期間 平成25年 3月15日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 那覇市首里石嶺町1丁目及び首里石嶺町3丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・1号饒波川線
- 3 事業施行期間 平成25年 3月15日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 豊見城市字高安前原地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第532号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 8・7・那10号東門川・仲之川線、8・7・那11号金城東西線、8・7・那12号金城西1号線、8・7・那13号金城西2号線、8・7・那14号金城西3号線、8・7・那15号金城西4号線、8・7・那16号金城西5号線、8・7・那17号チニンビラ線、8・7・那18号潮汲川線、8・7・那19号金城御嶽南線、8・7・那20号金城御嶽北線、8・7・那21号金城大アカギ東線、8・7・那22号金城大アカギ西線、8・7・那23号金城東1号線及び8・7・那24号金城東2号線
- 3 事業施行期間 平成18年8月1日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
233	塩川仲筋線	多良間村字塩川	—
		多良間村字仲筋	

沖縄県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 115号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	今帰仁村字今泊2075番4から 今帰仁村字今泊409番2まで	5.2m ～ 54.0m	1,264.0m
	今帰仁村字今泊2213番2から 今帰仁村字今泊409番2まで	5.2m ～ 54.0m	834.0m
	今帰仁村字今泊2075番から 今帰仁村字今泊3297番2まで	11.4m ～ 69.6m	1,631.0m
新	今帰仁村字今泊2075番から 今帰仁村字今泊972番地先まで	11.4m ～ 52.4m	1,371.2m

沖縄県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	本部町字健堅87番から 本部町字崎本部4735番まで	9.3m ～ 19.4m	753.9m
	本部町字健堅16番2から 本部町字崎本部4719番1まで	25.9m ～ 90.3m	864.7m
新	本部町字健堅16番2から 本部町字崎本部4719番1まで	25.9m ～ 90.3m	864.7m

沖縄県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成25年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 具志川環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	うるま市字天願2009番3から うるま市字川崎577番6まで	17.0m ～ 55.2m	1802.7m
新	うるま市字天願2009番3から うるま市字川崎577番6まで	14.8m ～ 55.2m	1802.7m

沖縄県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成25年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成25年3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 具志川環状線
 - 2 供用開始の区間 うるま市字川崎877番2からうるま市字川崎577番2まで
 - 3 供用開始の期日 平成25年3月22日
-

沖縄県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大浜(1)	本部町字大浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大浜(2)	本部町字大浜の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
谷茶	本部町字谷茶、字渡久地及び字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(1)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(2)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(3)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(4)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(5)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
辺名地(6)	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大嘉陽(1)	本部町字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大嘉陽(2)	本部町字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大嘉陽(3)	本部町字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

	町役場において縦覧に供する。)	
東(1)	本部町字東、字渡久地及び字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東(2)	本部町字東の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東(3)	本部町字東の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東泉河原(1)	本部町字山里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
東泉河原(2)	本部町字山里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡久地(1)	本部町字渡久地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡久地(2)	本部町字渡久地、字谷茶及び字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡久地(3)	本部町字渡久地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
渡久地(4)	本部町字渡久地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
野原	本部町字野原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味古島	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味(1)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味(2)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の	

伊豆味(3)	図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味(4)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味(5)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊豆味(6)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
樫名原(1)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
樫名原(2)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
樫名原(3)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
陣城(1)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
陣城(2)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親名(1)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親名(2)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親名(3)－1	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親名(3)－2	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親名(4)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

親名(5)	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古嘉津字	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(1)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(2)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(3)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(4)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(5)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(6)	本部町字伊野波及び字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(6)－2	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(6)－3	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(6)－4	本部町字伊野波及び字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊野波(7)	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(1)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(1)－2	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

並里(1)－ 3	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(2)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(3)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(3)－ 2	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(4)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(5)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(6)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(7)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(8)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(9)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(10)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(11)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(12)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(13)	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

並里(4)－1	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
並里(4)－2	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
崎本部原308－A13－02	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
塩川原308－A13－34－1	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
塩川原308－A13－34－2	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
崎本部308－C13－48	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
崎本部308－C13－49－1	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
崎本部308－C13－49－2	本部町字崎本部の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
音信原308－B13－20	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
音信原308－B13－33	本部町字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
東308－A13－07	本部町字東及び字辺名地の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
東308－A13－32	本部町字東及び字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
理地308－B13－08	本部町字東及び字大嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
下大根作308－	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流

A 13-12	町役場において縦覧に供する。)	
前田308-A 13-13-2	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
陣城308-A 13-24-1	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
陣城308-A 13-24-2	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
親名308-A 13-26	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
古嘉津字308-A 13-30-1	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
古嘉津字308-A 13-30-2	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
伊豆味308-A 13-37-1	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
伊豆味308-A 13-37-2	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
唐又308-B 13-23	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
伊豆味308-B 13-42	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
伊豆味308-B 13-43	本部町字伊豆味の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
前原308-A 13-25	本部町字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
福地308-A 13-10	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。)	土石流
	本部町字並里、字伊野波及び字大嘉陽の区域のうち、次の図	

千葉石308-A 13-09	に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
千葉石308-A 13-18	本部町字並里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
千葉石308-A 13-31	本部町字並里及び字伊野波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
赤道308-B08 -01	本部町字浜元の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
東大堂308-A 08-07	本部町字大堂の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流
片蒲原308-B 08-03	本部町字具志堅の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び本部町役場において縦覧に供する。）	土石流

沖縄県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大里仲間(1)	南城市大里字仲間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
鍋底原	南城市大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
新原	南城市玉城字百名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
古堅	南城市大里字古堅の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
富里	南城市玉城字富里及び字中山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
百名	南城市玉城字百名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

	市役所において縦覧に供する。)	
仲村渠－1	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
仲村渠－2	南城市玉城字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安座真－1	南城市知念字安座真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安座真－2	南城市知念字安座真の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里平良－1	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里平良－2	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里江原	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大城	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
稲嶺(2)	南城市大里字稲嶺及び字仲間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里仲間(2)－1	南城市大里字仲間及び字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大里仲間(2)－2	南城市大里字仲間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
親慶原	南城市玉城字親慶原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
久手堅	南城市知念字久手堅の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
	南城市知念字知名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の	

知名346-A30-05-1	図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
知名346-A30-05-2	南城市知念字知名の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
津波古347-A30-06	南城市佐敷津波古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
小谷347-A30-10-1	南城市佐敷小谷及び字津波古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
小谷347-A30-10-2	南城市佐敷小谷及び字津波古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
津波古347-A30-12	南城市佐敷津波古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
伊原347-A30-13	南城市佐敷伊原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
新里347-A33-02	南城市佐敷新里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
佐敷347-A33-03	南城市佐敷佐敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
手登根347-A33-04	南城市佐敷手登根及び字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
手登根347-A33-05	南城市佐敷手登根及び字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
大城349-A33-01	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
稲福349-A33-09	南城市大里字大城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
久原346-B30-15	南城市知念字久原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
	南城市佐敷伊原及び字屋比久の区域のうち、次の図に示す	

伊原347-B30-14	区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
佐敷347-C33-10	南城市佐敷字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	土石流
大里	南城市大里字大里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
稲嶺	南城市大里字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
小谷	南城市佐敷字小谷及び字津波古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
新里	南城市佐敷字新里及び字兼久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
佐敷	南城市佐敷字佐敷及び字兼久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
手登根	南城市佐敷字手登根及び字佐敷の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
伊原	南城市佐敷字伊原及び字手登根の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
知名1	南城市知念字知名及び字安座真並びに佐敷字屋比久及び字伊原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
久原	南城市知念字久原及び佐敷字仲伊保の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
知名2	南城市知念字海野、字知名及び字久原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
安座真	南城市知念字安座真及び字久手堅の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
久手堅	南城市知念字久手堅の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り

吉富	南城市知念字吉富、字久手堅及び字知念の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
具志堅	南城市知念字山里、字具志堅及び字知念の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
下田	南城市知念字志喜屋及び字山里並びに玉城字垣花及び字仲村渠の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
玉城	南城市玉城字玉城及び字中山の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
富里	南城市玉城字富里、字屋嘉部、字糸数及び字船越の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り
大城	南城市大里字大城及び字大里の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び南城市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 2・2・豊12号宜保3号公園
- 3 事業施行期間 平成25年 3月15日から平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 豊見城市字宜保地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第633号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・豊2号豊崎総合公園
- 3 事業施行期間 平成16年 8月27日から平成27年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第178号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 南城市佐敷馬天土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 与那原町字板良敷1392番地の2
- 3 認可の年月日 平成25年 3月 6日

沖縄県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第82号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 沖縄市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和48年 3月19日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和55年沖縄県告示第144号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 南風原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 南風原町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年 3月 6日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県中部土木事務所長 仲 村 佳 輝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成25年 2月27日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字古堅松蒲原306番3地先の里道
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 17.079メートル
 - (2) 幅員 4.049メートル～6.000メートル

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月 3日まで縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月 4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人夏花
- 3 代表者の氏名 花城芳藏
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字白保35番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、石垣島白保集落に訪れる人々や地域の子供たちに対して、自然、文化体験や伝統的な自然資源の利用の知恵や技を伝える事業を行うことで、郷土の文化や集落景観、農地、自然環境、人間関係などの白保らしさを維持・継承するとともに、地域産業の活性化を図り、安心して暮らし続けることの出来る村づくりを、地域住民の手によって進めることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月 5日まで縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本沖縄県・中国山東省・福建省文化観光交流センター
- 3 代表者の氏名 島田理奈
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市西原六丁目29番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、観光・文化交流を通して沖縄県と中国山東省・福建省を繋ぎ、沖縄の豊かさを感じてもらい相互理解を深め、日中沖縄が共に成長する事業を行い、沖縄県民への雇用の創出と観光・文化交流に寄与することを目的とする。また、沖縄と中国山東省・福建省間で築きあげた絆を通して、他のアジア諸国をはじめ世界中の国々へと交流を広げ、沖縄の名前が世界中に広がる活動を行うことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月 6日まで縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月 7日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金
- 3 代表者の氏名 入嵩西正治
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県石垣市字大川209番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖が、高水温による白化、オニヒトデの大量発生、赤土流出及び水質汚濁等により衰退していることに対し、その生態系を再生し、かつての石西礁湖の姿を回復するため、攪乱要因の除去、良好な環境創成、持続可能な利用、調査研究・モニタリング、広報啓発等の事業を石西礁湖自然再生協議会構成員と協力して行い、地域住民、この地域を訪れる人々、その他すべての人の手に、サンゴ礁の海の恵みを取り戻すことを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年 3月15日

沖縄県農業研究センター所長 坂 本 守 章

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 ショートリードゲノムアナライザー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県農業研究センター 沖縄県糸満市字真壁820番地
- 3 契約者を決定した日 平成24年 9月24日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社エル・エム・エス沖縄営業所 沖縄県宜野湾市字愛知631番地 8
- 5 契約金額 75,967,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 那覇広域都市計画用途地域（豊見城中央線（県道11号線）沿線）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 平1号宮古島市し尿処理施設上原苑
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 宮1号宮古島市ごみ焼却場
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年 9月18日 沖縄県指令土第832号、平成22年12月14日 沖縄県

- 指令士第961号（変更）、平成24年 3月21日 沖縄県指令士第197号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市城辺字長間1891番 4 ほか 8 筆（1 工区）
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宮古島市平良字下里356番地63 **kumaza hotel & resorts株式会社** 代表取締役 白川純代
 - 5 検査済証番号 平成25年 3月 5日 第3075号
 - 6 工事完了年月日 平成25年 2月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 7月26日 沖縄県指令士第724号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市松川 3 丁目486番 1 ほか15筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市繁多川 4 丁目 4 番10号 大城ふく子
- 5 検査済証番号 平成25年 3月 5日 第3076号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2月 6日

訓 令

沖縄県訓令第 2 号

知 事 部 局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「乗じた額」を「乗じて得た額」に改める。

第16条第9号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しよ}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県訓令第 3 号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成24年沖縄県訓令第29号）の一部を次のように改正する。
 第24条に次の1項を加える。

- 2 統括監（相当職を含む。）に係る人事評価の実施に際しては、第18条及び第21条の規定を適用しない。
 第3号様式中「教務貢献評価」を「公務貢献評価」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第1号

沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月15日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 兼 島 規

沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員公舎管理規程（昭和56年沖縄県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
 別表第1を次のように改める。

別表第1（第21条関係）

構造	経過年数	1平方メートル当たり基準入居料				
		公舎面積				
		55未満 (㎡)	55～65未満 (㎡)	65～80未満 (㎡)	80～100未満 (㎡)	100以上 (㎡)
木造	5年未満	円 240	円 301	円 369	円 440	円 559
	5年以上10年未満	173	218	274	327	417
	10年以上15年未満	132	169	217	260	331
	15年以上20年未満	106	136	180	215	275
	20年以上25年未満	73	91	127	152	188
	25年以上30年未満	49	65	92	104	140
	30年以上	43	45	57	62	86
非木造	5年未満	240	301	369	440	559
	5年以上10年未満	213	268	331	395	502
	10年以上15年未満	191	241	300	359	456
	15年以上20年未満	170	215	270	323	411
	20年以上25年未満	154	195	248	296	377
	25年以上30年未満	138	175	225	269	343
	30年以上35年未満	124	159	206	246	314
	35年以上40年未満	111	143	187	224	286
40年以上45年未満	103	133	175	211	269	

	45年以上50年未満	96	125	166	200	255
	50年以上	87	113	153	184	235
備考	経過年数については毎年度当初に算定し、当該年度中はその算定した年数を経過年数とする。					

- 1 入居料の月額、上記の表の経過年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表1平方メートル当たり基準入居料の欄に掲げる基準額に当該公舎の延面積を乗じて算定した額とする。
- 2 使用期間が1月に満たない場合における入居料は、日割計算とする。
- 3 算定した額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	--